

奥州市上下水道事業告示第 4 号

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定により、汚水を処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は上下水道部下水道課において縦覧に供する。

令和 4 年 4 月 1 日

奥州市長 倉 成 淳

1 汚水処理を開始すべき年月日

令和 4 年 4 月 1 日

2 汚水を処理すべき区域

江刺

前田町、岩谷堂字新地野堰上、字新地野道下、字小名丸、字小名丸沢、字前田、字白欠、字中野前、字中野、字上堰、字金打、字雲南田、字牧沢、字丸田、字北田、字寺沢、字目割沢、字柳沢の各字の一部区域

3 分流式又は合流式の別

分流式

4 奥州市公共下水道が接続する下水道の終末処理場の位置及び名称

水沢、江刺及び胆沢

(1) 位置 奥州市水沢姉体町字南新田下地内

(2) 名称 北上川上流流域下水道（胆江処理区）水沢浄化センター